

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：34605

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730714

研究課題名(和文)韓国における才能教育の実態に関する研究 - 制度上の機能と地域での役割に注目して -

研究課題名(英文)A Study on the Gifted Education in South Korea: Focusing on Institutional Function and Role in the Region

研究代表者

石川 裕之(Ishikawa, Hiroyuki)

畿央大学・教育学部・准教授

研究者番号：30512016

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では李明博政権以降における韓国の才能教育の展開に焦点を当て、韓国の才能教育の実態について調査・分析をおこなった。李明博政権以降、韓国では才能教育の実施権限の地方委譲が進められており、それともない才能教育関連事業に対する政府から地方への財政的支援も急減していることが明らかになった。その結果、地方では才能教育の政策的優先順位を引き下げたり、原則無償であった才能教育プログラムの有償化も検討されていた。才能教育の実施権限の地方への委譲は、地域のニーズに応じた才能教育プログラムの実践開発を促進する一方で、地方の財政状況によっては才能教育機会の地域間格差の拡大をもたらすおそれがあるといえる。

研究成果の概要(英文)：This study illustrated some features of the gifted education system in Korea since Myung-bak Lee's administration as follows. The governments have been going to promote local empowerment related gifted education. While at the same time it caused curtailing the state budget allocations for local gifted education. It followed that some local governments lowered the priority of gifted education policy and considered the introduction of fare-paying gifted education programs. Local empowerment with rapid budget cut has potential risk of widening regional differences of opportunities for gifted education.

研究分野：比較教育学

キーワード：韓国 才能教育 教育制度

1. 研究開始当初の背景

本研究でいうところの才能教育とは、「特定分野・領域で優れた能力を示す子どもを対象として、その能力を最大限に伸張するためにおこなわれる特別な教育的措置の総称」である。わが国の学校教育においては、戦後長らく教育の形式的平等の実現に力点が置かれ、才能教育についてはほとんど等閑視されてきたといえる。しかし近年、大学への「飛び入学」制度の導入や、「スーパーサイエンスハイスクール」の指定など、才能教育の形態と捉えることのできる教育施策が実施されるようになってきた。個性化・多様化を志向する教育改革が進む中、今こそ才能教育のあり方について広く議論すべき時であろう。だが、そうした議論の土台となる才能教育の実践経験と関連研究の蓄積は、わが国においては依然として非常に少ない状況にある。

翻って隣国の韓国は、1980年代はじめ以降、これまで約30年にわたって才能教育を推し進めてきた。2000年には才能教育のための特別法である「英才教育振興法」が制定されるなど、韓国はアジアで最も盛んに才能教育をおこなっている国の1つである。一方で、6-3-3-4の単線型学校体系や年齢主義的な進級制度、高い進学率や激しい受験競争など、わが国と韓国には教育システムや教育文化の面で類似点が多い。したがって韓国の才能教育の経験は、教育システムや教育文化の差異が大きい欧米諸国のそれと比べ、わが国に対してより具体的で有益な示唆をもたらし得るものと考えられた。

韓国では、1980年代に才能教育がスタートしてから2000年代に入るまで、一貫して政府主導で才能教育が実施されてきた。特に2000年の英才教育振興法制定によって、国家的な才能教育システムが構築されたことで、才能教育の実施に対する政府のリーダーシップは2000年代以降さらに高まるかに見えた。しかしながら、李明博政権(2008~2013年)以降、新自由主義的な教育改革が進んだことで、才能教育の実施権限についても地方への委譲が進んでいる。こうした中、各才能教育機関がそれぞれの地域でどのように運営され、どのような役割を担っているのかについて実態明らかにする必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、李明博政権以降における韓国の才能教育の展開に焦点を当て、7種類存在する才能教育機関(科学高校、外国語高校、芸術高校、体育高校、英才学校、英才教育院、英才学級)の教育実態と、それらが各地域でどのように連携し、総体として当該地域の教育においていかなる役割を担っているかを明らかにすることを目的とした。また、各地域における才能教育機関の連携とその役割に見られる特徴を総合することで、才能教育機関が種類ごとに地域で果たしている役割

についても明らかにできると考えた。

図1. 各種才能教育機関の連携とその役割

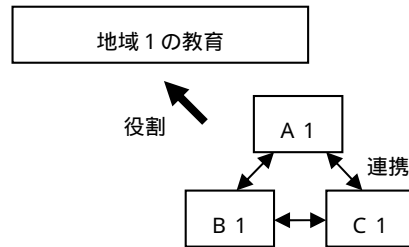
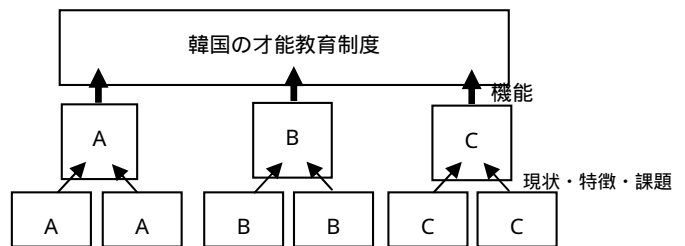


図2. 才能教育機関が種類ごとに果たす機能



注：A～Cは才能教育機関の種類。1～3は地域の別。「A1」は地域1に所在するA種の才能教育機関を意味する。

3. 研究の方法

本研究は、才能教育に関する文献・資料の収集・分析、中央・地方教育行政機関への訪問調査、各地域の才能教育機関の教育・運営実態調査、の3つを軸に進めた。これらの調査を通じて得られた知見を総合的に考察し、地域における才能教育機関の役割と、種類ごとの才能教育機関の機能について考察した。

4. 研究成果

本研究を進める中で、当初想定していたより速いスピードで才能教育の実施権限が地方に移譲されていることが分かった。それと同時に、政府から地方への才能教育に関する財政支援も急激に減少していることがも明らかになった。首都圏にある京畿道(道は、わが国の都道府県に相当)を例にとると、2013年時点で道内における才能教育政策の策定・施行や才能教育機関の運営は完全に道に委ねられており、政府はその成果を評価するというシステムになっていた。また、才能教育機関の運営に関する政府からの支援はほとんどなく、道が費用の大部分を負担していた。近年の韓国では幼児教育や高校教育の無償化など、一般の学校における普遍的な教育の充実が国民や政府の目が向いており、特定分野に優れた能力と適性を持つ少数の子どもを対象とする才能教育への関心は、英才教育振興法が制定された2000年代はじめに比べると薄くなってきているという。こうした中、地方レベルにおいても才能教育政策の優先順位は下がっており、振り向けられる予

算も著しく減少していることが分かった。

このように、才能教育に関する実施権限の地方委譲とそれに伴う政府支援の減少によって各地方の才能教育予算は逼迫しており、才能教育システムの効率化を図るために各種の才能教育機関を有機的に連携させるなどの工夫を図っていた。同じく京畿道の場合、科学英才学校、科学高校、大学附設英才教育院、地域教育庁・直轄機関英才教育院、一般学校附設の英才学級という4種類の才能教育機関を運営していたが、道内の各才能教育機関を学校段階ごとにレベル分けし、それに応じた機能を付与して体系化・構造化を図るといった手法をとっていた。たとえば、小学校附設の英才学級に所属する者の中で優秀な者が中学校段階で地域教育庁・直轄機関英才教育院に通い、中でも特に優秀な者は大学附設英才教育院に通う。そして彼らの中で優秀な者が科学高校へ進学し、中でも突出して優秀な者が最高峰の才能教育機関である科学英才学校に進学するといった具合である。これにより、学校段階を越えて効率的かつ継続的に才能教育プログラムを提供することができるとともに、学校段階が上がるごとに対象者を絞っていくことで、最終的に一握りの最優秀層の才能児を選抜し、彼らに限られた財源を集中的に投資することが可能となる。

しかしながら、財源不足という現実的な制限への対応としての才能教育システムの体系化・構造化は、才能教育機関の教職員や才能教育対象者に短期的で即物的な成果を求めるよう促す結果となったという指摘もある。たとえば、科学英才学校進学という限られたパイを巡って幼い頃から子どもたちが激しくせめぎあったり、才能教育機関の教職員も上級才能教育機関進学を念頭に置いた教育・指導をおこなったり、競技試験大会の受賞者数といった分かりやすい指標で才能教育プログラムの成果を判断するといった具合である。

以上のように、才能教育の実施権限の地方委譲と、政府の財源支援削減が同時に進行したことにより、地方では才能教育の政策的優先順位が引き下げられ、公教育制度における才能教育のプレゼンスにゆらぎが見られ始めていた。また、財源不足への対応として各地方で才能教育システムの体系化・構造化が進められた結果、地域のニーズに応じた才能教育プログラムの実践開発が促進された一方で、才能教育関係者たちがより短期的で即物的な成果を求めるようになり、才能の伸長という本来の目的を見失っている様子が見られたし、原則無償であった才能教育プログラムの有償化が検討されるなど、地方の財政状況によっては才能教育機会の地域間格差が拡大するおそれがあることも分かった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

石川裕之「ハンガリーにおける音楽分野の才能教育に関する調査研究 - リスト音楽院を事例に - 」(査読付)『畿央大学紀要』第11巻第2号, 2014, pp.27-35.

石川裕之「韓国比較教育学会の学術研究動向」(査読付)『比較教育学研究』第49号, 2014, pp.83-92.

石川裕之「韓国における国家カリキュラムの革新とグローバル化」(査読付)『教育学研究』第81巻第2号, 2014, pp.214-226.

石川裕之「韓国における才能教育と学校教育制度」『教育と医学』第721号, 2013, pp.12-19.

石川裕之「才能教育先進国の取り組み - 韓国編① - 韓国の才能教育の現状と課題」『週間教育資料』第1238号, 2013, pp.22-23.

石川裕之「才能教育先進国の取り組み - 韓国編② - 公的な性格が強い韓国の才能教育」『週間教育資料』第1235号, 2012, pp.22-23.

石川裕之「韓国の才能教育事情」(査読付)『比較教育学研究』第45号, 2012, pp.37-51.

[学会発表](計2件)

石川裕之「個人的経験から見た比較教育学と韓国研究」学会ラウンドテーブル3「比較教育学と韓国研究 - 方法論と課題 - 」日本比較教育学会第49回大会(上智大学)2013.07.08.

石川裕之「韓国の教育熱と家族のかたち - 早期留学の問題を中心に - 」()国際シンポジウム「多様化する家族の肖像 - グローバル化と韓国社会の変容 - 」(獨協大学)2013.01.12.

[図書](計2件)

石川裕之「韓国の教育熱と家族のかたち - 早期留学の問題を中心に - 」平田由紀江, 小島優生編『韓国家族 - グローバル化と「伝統文化」のせめぎあいの中で - 』(全277頁)亜紀書房, 2014, pp.241-274.

石川裕之「韓国教育課程評価院」『特殊目

的高等学校」「平準化政策」日本比較教育
学会編『比較教育学事典』(全456頁)東
信堂, 2012, p.99, p.291, p.349.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石川 裕之 (ISHIKAWA, Hiroyuki)

研究者番号：30512016

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし